

番号	1. 2026年度大阪市ハンセン病問題対策予算について
項目	大阪市が「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務として現在実施している、ハンセン病回復者と家族の福祉の増進を図るための施策とハンセン病問題解決に向けての教育・啓発等について、2026年度予算をお教えください。
<p>(回答)</p> <p>ハンセン病問題にかかる予算として、2026（令和8）年度は773千円を計上し、その内訳については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病回復者等支援者養成講座 500千円 ハンセン病問題にかかる正しい知識の普及啓発を目的として、大阪市及びハンセン病回復者支援センターが主催し、平成25年度から実施。 ・ハンセン病問題講演会 167千円 ハンセン病回復者の社会復帰と社会参加の実現に向けて、ハンセン病問題や回復者についての理解を深めていただくための場を提供することを目的として、関西でハンセン病問題にかかわっている多くの団体と大阪府・大阪市・堺市の共催で平成16年度から実施。 ・市民向け啓発冊子の作成 81千円 市民の皆様にはハンセン病問題について深く理解していただくとともに、ハンセン病に対する偏見・差別を解消するための冊子を作成。 ・その他 25千円 	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	2.① 大阪市としての謝罪と名誉回復の取り組みについて
項目	<p>大阪市長にハンセン病療養所に出向き、入所者と面談し実態を知っていただくとともに、納骨堂にお参りし、謝罪と哀悼の意を表してください。また、外島保養院の跡地で開催される追悼行事や、国の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の式典にも出席してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市として、2003（平成 15）年に磯村市長（当時）が外島保養院記念碑を参拝し、ハンセン病患者の皆様に対する強制隔離政策の一端を担ったことを深く反省し、お詫びするとともに、このような過ちを二度と繰り返さないために、真相究明のための委員会を設置することと、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めることを表明し、さらに在園者の社会復帰のための支援を行うことを表明いたしました。</p> <p>これを受けて、大阪市では、大阪市ハンセン病問題検討委員会を設置し、ハンセン病問題に関する真相究明報告書を作成し、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、社会復帰のための支援を行っているところです。</p> <p>なお、大阪市長の療養所訪問や追悼式典等への出席については、必ずしも確約できるものではありませんが、その都度関係課と相談してまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	2.② 大阪市としての謝罪と名誉回復の取り組みについて
項目	大阪市長といちょうの会との面談を実現してください。
<p>(回答)</p> <p>大阪市として、2011（平成 23）年に平松市長（当時）がハンセン病関西退所者原告団いちょうの会との懇談会に出席し、国のハンセン病患者に対する隔離政策に大阪市として深く関わっていたこと、また、それによって、ハンセン病患者、回復者やその家族の方々に深い悲しみと苦難を与え、また、社会にハンセン病に対する偏見と差別意識を植え付けてきてしまったことについて反省しお詫び申し上げたところです。</p> <p>なお、大阪市長のいちょうの会との面談については、必ずしも確約できるものではありませんが、その都度関係課と相談してまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	3.① ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実について
項目	大阪市の啓発冊子について、誰もが読みやすいカラー刷りで、写真も豊富なものに全面改訂されたい。
<p>(回答)</p> <p>大阪市の啓発冊子の印刷代として、2026（令和8）年度予算は81千円を計上しているところです。引き続き次年度予算編成においても予算確保できるよう関係課と調整してまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	3.② ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実について
項目	<p>大阪市としては、令和5（2023）年3月の『ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書』、ならびに、令和6（2024）年3月、令和7（2025）年3月の『ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書』、さらに、令和7（2025）年6月に23年ぶりに改定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」で「ハンセン病患者・元患者及びその家族」が独立の項目として整理されたことを踏まえ、どのように今後のハンセン病問題学習を学校教育現場で実施しようとしているのか、各機関でもハンセン病問題職員研修を強化されようとしているのかを明らかにしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実について、各関係機関に対し、ハンセン病問題研修の実施などについて働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、ハンセン病問題講演会やハンセン病回復者等支援者養成講座を開催する際には、各機関へ周知に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	3.② ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実について
項目	<p>ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実について</p> <p>大阪市としては、令和5（2023）年3月の『ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書』、ならびに、令和6（2024）年3月、令和7（2025）年3月の『ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書』、さらに、<u>令和7（2025）年6月に23年ぶりに改定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」で「ハンセン病患者・元患者及びその家族」が独立の項目として整理されたことを踏まえ、どのように今後のハンセン病問題学習を学校教育現場で実施しようとしているのか、各機関でもハンセン病問題職員研修を強化されようとしているのかを明らかにしてください。</u></p>
<p>（下線部のみ回答）</p> <p>大阪市では、平成17年12月策定した「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」（平成30年4月改定）に基づき、各学校園で「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画及び各校の実情に応じた人権教育年間指導計画を作成し、各人権課題に取り組んでおります。</p> <p>大阪市教育委員会としましては、改定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（第二次）で「ハンセン病患者・元患者及びその家族」が独立の項目として整理されたことを踏まえ、より一層、ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発活動を推進していく必要があると認識しており、各学校園において啓発資料の適切な活用を図りながら、ハンセン病に対する正しい理解や差別解消に向けた取組を進めていくよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 電話：06-6208-8128

番号	3.③ ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実について
項目	<p>「白鳥寮」「柴島健康相談所」「慈恵病院跡地の石碑」について、日本におけるハンセン病対策の中でどのような役割を果たしてきたのかがわかるように、跡地にプレートを設置してください。プレート内容については、いちょうの会と相談してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「白鳥寮」は、療養所に入所させられたハンセン病患者のこどもを擁護する施設として、財団法人楓蔭会が設置し、児童福祉法による養護施設として、1951（昭和 26）年に大阪府に認可され、1965（昭和 40）年に閉鎖されております。</p> <p>「柴島健康相談所」は、らい予防法第 3 条に基づき、ハンセン病患者が療養所に入所するまでの一時救護施設として、1940（昭和 15）年に開設され、1992 年（平成 4）年に閉鎖されております。</p> <p>「慈恵病院」は、大阪市内の経済的理由から病院にかかれない人たちのために、医学界の先覚者などにより設立され、当初は中央区にありましたが、1924（大正 13）年に、現在の大阪府立生野工業高等学校の場所に移転され、1934（昭和 9）年には吹田市に移転しますが、分院として残し、ハンセン病患者の一時教護を行っていました。1945（昭和 20）年の空襲で焼失し、現在は、大阪府立生野工業高等学校の正門付近に病院跡の石碑と説明版が建てられております。</p> <p>上記施設がハンセン病問題を解決するため、社会的に果たしてきた役割は、大きかったものと認識しております。</p> <p>ご要望のプレートの設置は対応困難ですが、引き続き、ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実に向けて、啓発に取り組んでまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	4.① 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について
項目	区役所のどの窓口が、ハンセン病回復者と家族の相談窓口かを明らかにし、広報してください。また、区役所職員のハンセン病問題研修を全区で実施してください。
<p>(回答)</p> <p>各区保健福祉センターにおいては、健康相談として常時受付をおこなっており、ハンセン病回復者やその家族から相談を受けた場合は、健康局保健所感染症対策課と連携して対応することとしています。市ホームページにも掲載しておりますように、相談窓口は、健康局保健所感染症対策課となっています。</p> <p>また、ハンセン病問題講演会やハンセン病回復者等支援者養成講座を開催する際には、各区役所職員へ周知しております。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	4. ① 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について
項目	区役所のどの窓口が、ハンセン病回復者と家族の相談窓口かを明らかにし、広報してください。 <u>また、区役所職員のハンセン病問題研修を全区で実施してください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>平成 21 (2009) 年に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」において、職員を人権行政の担い手として育成することが重要であるとしており、本市では、さまざまな人権課題をテーマに実施する「管理者層人権問題研修」、各所属において指導的役割を果たすリーダーを養成するための「人権問題指導者研修」、各所属において職場実態に応じた人権問題研修を企画、立案する「所属別人権問題研修」等を実施することとしています。</p> <p>今後とも、職員が人権問題について、正しい理解と認識を持ち、人権尊重を基礎として業務を遂行するよう、職員研修の一層の推進・充実を図ってまいります。</p>	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631

番号	4.② 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について
項目	医療機関、介護保険事業所などでハンセン病問題研修を実施し、専門的な相談もできるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>地域で暮らすハンセン病回復者の高齢化に伴い、介護サービスを受ける機会も増えており、地域で安心して介護サービスを受けられるよう医療機関や介護事業所を所管する所属に対し、ハンセン病問題研修の実施などについて働きかけを行ってまいります。</p> <p>また、ハンセン病問題講演会やハンセン病回復者等支援者養成講座を開催する際には、各機関へ周知に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	4.② 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について
項目	<u>医療機関、介護保険事業所などでハンセン病問題研修を実施し、専門的な相談もできるようにしてください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>介護保険施設等における職員研修につきましては、基準省令により、実施すべき研修が個別に規定されていますが、ハンセン病に関する研修が、規定されたものではないため、すべての事業所に一律に実施するよう求めることは困難です。</p> <p>一方、人権擁護に関する研修の具体的な内容については、個別に規定されているものではなく、各事業者がその実情に応じて適切に実施することとされております。</p> <p>ハンセン病問題を含む人権に関する理解の促進は重要であることから、事業所が研修に取り入れられるよう、引き続き必要な情報提供等に努めてまいります。</p>	
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	4.③ 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について
項目	<p>介護保険の要介護度の認定に際し、ハンセン病後遺症である「末梢神経麻痺」について、生活のしづらさ、外傷、火傷予防の必要性を理解し、調査項目に反映されるよう、国に要望してください。さらに、ハンセン病後遺症について特記事項にどのように書けばいいか、研修をしてください。また、主治医意見書を書くにあたっての手引きを沖縄県では作成されていますが、大阪市も作成し、配布していただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>要介護認定は、申請者の介護の必要性やその程度等について判定するために、全国一律の基準に基づいて実施しており、介護認定審査会において、認定調査の基本調査項目では反映しきれない心身の状態や介護の手間について、調査票の特記事項や主治医意見書により申請者の個別の状況を的確に把握し、適切な審査判定が行われることが重要であると認識しています。ハンセン病後遺症である「末梢神経麻痺」等の症状・状態について、認定調査における調査票の特記事項や主治医意見書により、介護の手間や頻度、生活機能等を具体的に記載することが必要です。</p> <p>本市におきましては、要介護認定の適正な判定に資するため、認定調査票の特記事項作成については、ポイントを踏まえた特記事項の作成に重点をおいた調査員現任研修を実施し、基本の各調査項目の定義に沿った選択と、本人の心身状態を適切に認定審査会に伝達できるよう、特記事項の記載について理解を深めているところです。</p> <p>また、主治医意見書作成についても、要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、医師等を対象に主治医意見書の記載方法等について研修やマニュアルの配付を行っております。</p> <p>認定調査員、主治医に対し、障がいや疾患の特性等によって生じる申請者の状態や介護の手間を重視するよう、引き続き研修等を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	5. ハンセン病家族補償金の受給申請支援について
項目	<p>「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」は、2029年11月21日まで5年間延長されました。また、付帯決議では、「より効果的な広報を行うこと」、「よりきめ細やかな対応を行うこと」「国の隔離政策により、元患者家族等も偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことをあらためて深くお詫びするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること」が決議されました。大阪市では、どのような周知を行っているのか具体的に示してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が5年間延長されたことともなう付帯決議の内容を踏まえ、厚生労働省作成のポスターの掲示、市ホームページにより厚生労働省ホームページにリンクさせ、対象者が申請しやすい体制としております。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0652

番号	5. ハンセン病家族補償金の受給申請支援について
項目	<p>「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」は、2029年11月21日まで5年間延長されました。また、付帯決議では、「より効果的な広報を行うこと」、「よりきめ細やかな対応を行うこと」「国の隔離政策により、元患者家族等も偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことをあらためて深くお詫びするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること」が決議されました。<u>大阪市では、どのような周知を行っているのか具体的に示してください。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市人権だより「KOKORO ネット」において、ハンセン病問題を取り上げ、歴史的背景や正しい知識、ハンセン病回復者と家族に対する偏見・差別の解消を図るため記事掲載し市民周知しているほか、講演会や研修会などのイベント等の際に展示用にお使いいただくことができる「人権啓発パネル」の貸出を行っており、ハンセン病に関するパネルも用意しております。人権啓発パネルは個人・団体等を問わずどなたでもご使用いただくことができます。</p>	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631

番号	6. 旧優生保護法補償金申請支援について														
項目	<p>「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」は2024年10月17日公布、2025年1月17日施行されました。両院では、法律の可決と併せて、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も可決しています。</p> <p>大阪市としても市長による謝罪を被害者に示して、その被害の回復に関してどんな施策を講じているのか、個別通知はしているのかも含め明らかにされたい。</p>														
<p>(回答)</p> <p>旧優生保護法につきましては、優生思想に基づく極めて重大な人権侵害事案であると認識しているところであります。</p> <p>平成30年度には国実施による個人記録の保有状況調査を行い、令和4年度については、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関に対して、改めて啓発ビラの配布を行い、加えて本市が独自で作成したアンケート調査を実施しました。また、令和5年度には、一人でも多くの方に一時金の支給等について知っていただけるよう、本市ホームページに「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」のページを新規に作成するとともに、大阪府のホームページへのリンクのバナーを掲載しました。</p> <p>令和6年3月29日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、一時金の請求期限が5年延長されたことに伴い、本市では、障がい児施設・障がい者施設、児童施設、医療機関等に対して、再度周知・広報を行ったところです。また、不妊手術を強制された被害者本人らに新たな補償を行うための「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が10月8日の参議院本会議において全会一致で可決・成立し、令和7年1月17日に施行されたことを受け、本市ホームページにおいても周知を行いました。</p> <p>また、令和7年度には172の医療機関を対象に、改めて個人記録の保有状況調査および、職員に対する啓発状況についてアンケート調査を実施しております。</p> <p>引き続き国、大阪府及び関係機関の皆さまと連携しながら、補償金等の支給が着実に進むよう効果的な周知の方法について検討するとともに、「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に示された「公務員の意識改革に向けた取組」についても全職員を対象とした研修を実施するよう、関係部署と調整を進めてまいります。</p>															
担当	<table border="0"> <tr> <td>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課</td> <td>電話：06-6208-8075</td> </tr> <tr> <td>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課</td> <td>電話：06-6208-8245</td> </tr> <tr> <td>健康局 保健所 管理課</td> <td>電話：06-6647-0696</td> </tr> <tr> <td>健康局 保健所 保健医療対策課</td> <td>電話：06-6647-0679</td> </tr> <tr> <td>健康局 保健所 感染症対策課</td> <td>電話：06-6647-0652</td> </tr> <tr> <td>こども青少年局 子育て支援部 管理課</td> <td>電話：06-6208-8048</td> </tr> <tr> <td>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課</td> <td>電話：06-6208-8050</td> </tr> </table>	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8075	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話：06-6208-8245	健康局 保健所 管理課	電話：06-6647-0696	健康局 保健所 保健医療対策課	電話：06-6647-0679	健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0652	こども青少年局 子育て支援部 管理課	電話：06-6208-8048	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	電話：06-6208-8050
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課	電話：06-6208-8075														
福祉局 障がい者施策部 障がい支援課	電話：06-6208-8245														
健康局 保健所 管理課	電話：06-6647-0696														
健康局 保健所 保健医療対策課	電話：06-6647-0679														
健康局 保健所 感染症対策課	電話：06-6647-0652														
こども青少年局 子育て支援部 管理課	電話：06-6208-8048														
こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課	電話：06-6208-8050														